

2011（平成23）年8月16日

各 位

会 社 名	アフラック・インコーポレーテッド (Aflac Incorporated) (銘柄コード 8686)
代表者の役職氏名	会長兼最高経営責任者 ダニエル・P・エイモス
代理人の居所又は住所	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所
代理人の氏名	弁護士 門田 正行

本邦外における株式の募集及び売出しに関するお知らせ

当社の「AFL Stock Plan: A Direct Stock Purchase and Dividend Reinvestment Plan」(以下「本プラン」といいます。)に基づき行われる新株発行及び自己株式の処分に関する、本邦外における株式の募集及び売出し(以下総称して、「本募集・売出し」といいます。)について、下記の通りお知らせします。

記

1 概要

当社は、本プランに基づき、本プランに参加し、又は、既に参加している、原則として米国居住の、投資家、当社並びに当社の子会社及び関連会社のフルタイム従業員、アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス又はアメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ ニューヨークと個別に契約を締結した、募集人、保険募集人、販売コーディネーター及び特別募集人に対して、本募集・売出しを行います。また、本募集・売出しについて、当社は、2011（平成23）年8月9日に米国証券取引委員会に Form S-3 による登録届出書を提出し、米国において当社普通株式の募集及び売出しを開始いたしました。

2 募集又は売出しの概要

(1) 有価証券の種類及び銘柄

当社額面普通株式（1株の額面金額0.10米ドル）

(2) 発行数及び売出数

6,000,000株

(注) 本募集及び売出しは、当社が本プランに従い、下記(6)記載の対象者に対して随時当社普通株式を発行又は交付するためのものであり、上記発行数及び売出数には、本プランに従い、株式配当、株式分割又は類似の取引により、又は、希釈化防止条項に基づき発行又は交付される株式を含みます。

(3) 発行価格及び資本組入額又は売出価格

- (i) 発行価格及び売出価格
投資日における NYSE により報告される当社の普通株式の 1 株当たりの売買価格の最高値と最低値の平均価格
- (ii) 資本組入額（発行の場合）
1 株当たり 0.10 米ドル（8 円）

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

- (i) 発行価額又は売出価額の総額
上記 (2) 記載の発行数及び売出数に上記 (3) (i) 記載の発行価格及び売出価格を乗じた額（上限）
- (ii) 資本組入額の総額
発行数に上記 (3) (ii) 記載の資本組入額（発行の場合）を乗じた額であり、600,000 米ドルが上限となります。

(5) 株式の内容

当社の定款には、当社が普通株式の他に 1 株 12.75 ドルの額面金額を有する累積優先株式を発行できることが定められています。ジョージア州法で要求されている場合及び定款に定める場合を除き、同優先株式の所有者は当社の諸事項に関し、いかなる議決権も有しません。

議決権のない累積優先株式は、当社に柔軟な資金調達の実施権を与えるものです。現在、当社には優先株式を発行する計画はありません。

また、当社の定款では、1985（昭和 60）年 4 月 22 日以前に取得された普通株式の所有者は、1 株当たり 10 議決権があり、以下の場合を除き 1985（昭和 60）年 4 月 22 日より後に取得された株式は、48 ヶ月を超えて継続して所有されるまでは、1 株当たり 1 議決権であり、48 ヶ月を超えてからは、1 株当たり 10 議決権を有するようになります。1985（昭和 60）年 4 月 22 日より後に取得された普通株式であっても、次の場合には、1 株当たり 10 議決権を与えられます。すなわち、①譲渡人が 1985（昭和 60）年 4 月 22 日以前に当該株式を取得していた場合であって、譲受人が贈与、不動産遺贈、動産遺贈若しくはその他の相続に関する法により、不動産相続若しくは動産相続により受領した場合、又は、受益者のために信託で保有されていた株式が受益者に分配されたことによって譲受人が受領した場合、又は②1985（昭和 60）年 4 月 22 日以前に付与されたオプションの行使によって当該株式が発行された場合、又は③1985（昭和 60）年 4 月 22 日以前に取得された株式についての、株式分割、株式配当その他の株式に関する分配の直接の結果として当該株式が取得された場合です。

証券業者名義又はノミニー名義で所有されている普通株式は、1985（昭和 60）年 4 月 22 日より後に取得され 48 ヶ月を下回る期間同一実質株主が所有しているものと推定され、この推定を、当社の取締役会に満足すべき反証を提示して覆さない限り、1 株当たり 1 議決権が与えられます。この推定を覆すことを希望する株主は、委任状に記載された宣誓供述書を完成し、かつ署名する必要があります。取締役会は、宣誓供述書を裏付ける証拠を要求する権利を留保します。

1 株当たり 10 議決権を定めているのは、当社の株式を当初購入した個人株主に報い、株主と長期の関係性を有し、当社の株式を購入した金融機関に短期に売買するのではなく株式を保有することを奨励するためです。

(6) 発行方法

当社により、本プランに参加し、又は、既に参加している、原則として米国居住の、投資家、当社並びに当社の子会社及び関連会社のフルタイム従業員、アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス又はアメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ ニューヨークと個別に契約を締結した、募集人、保険募集人、販売コーディネーター及び特別募集人に対して直接発行されます。

(7) 引受人の氏名又は名称

該当ありません。

(8) 募集又は売出しを行う地域

米国

(9) 取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(i) 取得する手取金の総額

上記 (4) (i) 記載の金額 (上限)

(ii) 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金は当社の一般的な事業目的のために使用されますが、その具体的な内容、用途別の金額及び支出時期については、現時点では決定されていません。

(10) 新規発行年月日又は受渡年月日

随時発行又は受渡されます。

この文書は、当社の本邦外における株式の募集及び売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内における投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。

以上